

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程等についてに対する御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第12条(1) 【修正箇所】(1)昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力の1.05倍以上であって、耐圧試験圧力の1.15倍以下の圧力で圧力制御可能であること。 【修正案・理由】別添6の第6条(6)またはKHKS 0102の12類の9から1.05倍、1.15倍を引用されていると思われるが、これはガラス繊維の場合であり、カーボン繊維の場合は自緊圧力がもっと高いため、「(1)昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。」と修正し、いずれの繊維でも包含できるようにする。	いただいた御意見の通り、修正いたします。
2	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第5条 【修正箇所】穿孔及び搾伸設備 【修正案・理由】KHKH0102に合わせて「穿孔、搾伸設備」	通達内の他条文についても同様の書きぶりとなっており、内容の観点で問題ないことから、現改正案の通りとさせていただきます。
3	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第2章 【修正箇所】第2章 容器等検査設備 【修正案・理由】第3章 容器等検査設備	いただいた御意見の通り、修正いたします。
4	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第55条(1) 【修正箇所】(1)非破壊検査設備のうち超音波探傷試験設備が、次に掲げる能力を有していること。 【修正案・理由】…超音波探傷試験設備は、…	通達内の他条文についても同様の書きぶりとなっており、内容の観点で問題ないことから、現改正案の通りとさせていただきます。
5	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第55条(2) 【修正箇所】非破壊検査設備のうち渦流探傷試験設備が、当該設備のうち次に掲げる機器等については、日本工業規格 G0568(2006)鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法又は… 【修正案・理由】渦流探傷試験設備	いただいた御意見の通り、修正いたします。
6	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第56条から第80条 【修正箇所】第56条から第80条までの条文の順番 【修正案・理由】「第2節 金属ライナー製容器に係る検査設備」の項目順に合わせるため、「第3節 プラスチックライナー製容器に係る検査設備」の順番を、第69条から第73条、第78条から第80条、第56条から第68条、第74条から第77条の順番に変更し、それに伴い条番号を変更する。	「第3節 プラスチックライナー製容器に係る検査設備」について、実際の試験手順等に基づき条文の順番を設定しているため、「第2節 金属ライナー製容器に係る検査設備」の項目順を「第3節 プラスチックライナー製容器に係る検査設備」の項目順に合わせる形で修正いたします。
7	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第3節 【修正箇所】第3節 安全弁に係る検査設備 【修正案・理由】第4節 安全弁に係る検査設備	いただいた御意見の通り、修正いたします。
8	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第93条 【修正箇所】耐塩化物腐食試験設備は… 【修正案・理由】耐塩害物腐食試験設備(協定規則第百三十四号に合わせて)	いただいた御意見の通り、修正いたします。

9	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第92条(5) 【修正箇所】温度及び圧力を維持する装置 【修正案・理由】他と合わせて「温度及び圧力維持装置」</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
10	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第115条 【修正箇所】塩水噴霧装置 【修正案・理由】第93条に合わせて塩水噴霧試験装置</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
11	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添3 国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈 第116条(3) 【修正箇所】(3)温度を維持する装置 【修正案・理由】第94条に合わせて(3)温度維持装置</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
12	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 第6条 【修正箇所】工場等は、容器等の製造に係るQMSの文書(以下この条において単に「文書」という。)をいること。 【修正案・理由】「…をいること。」が脱字で意味が不明</p>	<p>「工場等は、容器等の製造に係るQMSの文書(以下この条において単に「文書」という。)を定めていること。」と修正いたします。</p>
13	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙2-1の(1)①b 【修正箇所】L0=5.65vS0 【修正案・理由】「v」を根号(ルート記号)に修正</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
14	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙2-1の(3)① 【修正箇所】非破壊検査は、容器製造業者が解析手段等によって定める容器検査に合格した日から15年の期間中に容器が疲労又は破裂によって損傷をもたらさないことを保証する傷の最大許容深さ及び長さ(以下この②において「容器製造業者保証最大許容欠陥」という。)を検知できる超音波探傷試験、浸透探傷試験、磁粉探傷試験、過流探傷試験その他の適切な試験によって行うこと。 【修正案・理由】過流探傷試験</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
15	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙2-1の(4)② 【修正箇所】気密試験は、ガスの透過による以外の漏えいがないものを合格とする。 【修正案・理由】「透過によるもの以外」または「透過によるガス以外」または「透過による漏洩以外」</p>	<p>「透過によるもの以外」と修正いたします。</p>
16	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙2-2の一番上 【修正箇所】別紙2(1)②の試験は、(1)から(4)までの試験とし、附属品の品質管理の観点から、一定数量によって構成される組ごとについて実施し、これに合格するものでなければならない。 【修正案・理由】別紙(2)②の試験は…</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
17	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙2-2の(3)②d 【修正箇所】試験は、附属品に圧力を加えた状態で水槽に沈め、又は附属品に発砲液等を塗布して行うこと。 【修正案・理由】発砲液等…</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>

18	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表1の101類の16 【修正箇所】保護層組付け設備 【修正案・理由】保護層組付け設備(p.6の第22条に合わせて)	いただいた御意見の通り、修正いたします。
19	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の101類の20 【修正箇所】ガス漏洩試験設備 【修正案・理由】ガス漏えい試験設備	いただいた御意見の通り、修正いたします。
20	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の102類の24 【修正箇所】極限温度圧力サイクル試験設備 【修正案・理由】第114条に合わせて「バルブ及び逆止弁極限温度圧力サイクル試験設備」	いただいた御意見の通り、修正いたします。
21	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の102類の25 【修正箇所】大気暴露試験設備 【修正案・理由】第117条に合わせて「バルブ及び逆止弁大気暴露試験設備」	いただいた御意見の通り、修正いたします。
22	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の102類の26 【修正箇所】電気試験設備 【修正案・理由】第118条に合わせて「バルブ電気試験設備」	いただいた御意見の通り、修正いたします。
23	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の102類の27 【修正箇所】振動試験設備 【修正案・理由】第119条に合わせて「バルブ及び逆止弁振動試験設備」	いただいた御意見の通り、修正いたします。
24	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 表2の102類の28 【修正箇所】予冷水素暴露試験設備 【修正案・理由】第121条に合わせて「バルブ及び逆止弁予冷水素暴露試験設備」	いただいた御意見の通り、修正いたします。
25	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙4(1) 【修正箇所】製造する容器等の材料及び製造方法等に応じて、次表の材料及び部品等の欄に掲げる資材のうち必要とする資材を社内規格に規定していること。 【修正案・理由】必要とする資材が社内規格に定められていること。	いただいた御意見の通り、修正いたします。
26	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙5(3) 【修正箇所】溶接又はろう付けプロセスのある容器等を製造する場合にあっては、溶接施行方法確認試験記録及び溶接要領書に基づいて溶接又はろう付けを行うこと。 【修正案・理由】「…溶接施工方法…」	いただいた御意見の通り、修正いたします。

27	<p>国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての改正案 別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈 別紙5の表 101類 【修正箇所】I 素材軽量 【修正案・理由】1 素材計量に○外印をつける KHKS 0102の工程管理13類に合わせる</p>	<p>いただいた御意見の通り、修正いたします。</p>
28	<p>(内容) 「高圧ガス保安法及び関係政省令に運用及び解釈について(内規)(以下、「基本通達」)(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係の第1項本文の「また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。」の(4)に続き、次の文章を加えることをお考えください。 「(5)第1項第17号については、冷凍保安規則第7条第1項第5号を準用する。」液石則、コンビ則に関しても同じです。</p> <p>(理由) 一般則(付属冷凍設備使用者を規制する省令)の規定から 「一般高圧ガス保安規則」第6条第1項本文ただし書き後段に「製造設備の冷凍の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」と特例が規定されています。さらに「高圧ガス保安法及び関係政省令に運用及び解釈について(内規)(以下、「基本通達」)(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係の第1項本文にて、冷凍則の技術上の基準を準用できる付属冷凍設備は間接冷却式のものであり、その準用する規定を耐圧試験、気密試験、強度、材料及び圧力計・安全装置に限っています。そのため、一般則適用の(定置式製造設備の)付属冷凍設備の耐震設計の基準は間接冷却式、直接膨張式ともに一般則第6条第1項第17号によることとなります。 この冷凍則準用の特例は冷凍則の技術基準で制作された冷凍設備を一般則適用の付属冷凍設備に使用することを目的としているものと考えられます。よって、この準用可能な4つの項目の冷凍則規定をいずれも準用した間接冷却式付属冷凍設備に関しては、冷凍則の耐震設計の基準も準用するのが適切と考えます。</p> <p>冷凍則(付属冷凍設備製造者を規制する省令)の規定から 「基本通達(5)冷凍保安規則の運用及び解釈について」第1条関係のなお書きにて、「(D)及び(E)の*印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲における機器の製造に係る技術上の基準については本規則第64条の適用を受けることができ、この場合、当該設備の製造のために施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準(製造施設に係る技術上の基準を除く。)については、一般高圧ガス保安規則等の技術上の基準中で本規則の技術上の基準を準用することとする。」とあります。この冷凍則についての基本通達に従うと、冷凍則第64条(機器の製造に係る技術上の基準)を準用した間接冷却式の付属冷凍設備の耐震設計の基準として冷凍則第7条第1項第5号を準用できることとなります。</p> <p>一般則についての基本通達(付属冷凍設備使用者側)と冷凍則の基本通達(付属冷凍設備製造者側)の記述の違いは、運用・解釈上の不一致の原因となりますので、整合化を要すると考えます。</p>	<p>いわゆる付属冷凍設備は原則として一般則、液石則、コンビ則で規制されており、一部の技術基準は冷凍則によることができることとされておりますが、同様に耐震基準を追加することについては今般の性能規定化とは別の議論となることから現状の通りとさせていただき、御指摘は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
29	<p>耐震設計認定プログラム制度について、現在1種認定となっている標準プログラムは設計水平震度を手動入力することで、現耐震告示と異なる条件での耐震性の検討が可能である。 既存設備の耐震性検討や耐震補強を進めていく後押しのためにも、標準プログラムの継続使用を可能にしていきたい。</p>	<p>現在認定を受けている計算方法については、性能規定化後の「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について」6.において所定の期間は高圧ガス保安協会の認証とみなされご使用いただけるとともに、所定の期間内に必要な申請を行うことで、新耐震告示に基づく高圧ガス保安協会による認証への切り替えが可能な措置を講じております。 したがって、改正案の通りとさせていただきます。</p>
30	<p>「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用についての制定案」に関する意見です。 弊社は、「応力等の計算方法が耐震設計上適切であると経済産業大臣に認められているもの」のうちの1社です。本改正後に既存の認定を継続するためには、新耐震告示施行から2年の間に改めて5.(1)の申請をしなければならない旨が、6.(1)2号に記載されております。申請手続きには相応の労力および費用が必要と思われることから、旧耐震認定通達により適当と認められている既存の認定者は、改めて新耐震告示における申請をしなくとも5.に記載のある協会の認証を受けたものとみなすことはできないでしょうか。</p>	<p>「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について」6.における高圧ガス保安協会への申請においては、手数料はかからないものとし、書類についても必要最低限となるよう配慮される予定です。 したがって、改正案の通りとさせていただきます。</p>
31	<p><耐震上軽微な工事について> 「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超える状態であった場合をいう。とされているが“重量を超えない状態”の誤りではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>
32	<p>耐震上軽微な変更の工事は明確に該当すると認められるもの以外は当分の間本省に照会することとされているが、既設配管の変更工事に伴う耐震告示適用の事例集(保安月報第441号、1999年4月)の(2)耐震設計を要しない変更工事に記載される工事については、引き続き耐震設計を要しないものとして扱ってよいか。</p>	<p>引き続き従来通りの運用として問題ございませんが、当該保安月報の運用については必要に応じて各管轄行政へお問い合わせください。</p>

33	<p>1. 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用の施行時期について (内容) 平成31年9月1日から施行されるとのことであるが、耐震基準の性能規定を満足する機能性基準の提示が間に合うのか？ 旧告示に沿った耐震基準を適用してよいような移行期間等が設けられるのか？</p> <p>(理由) 間に合わない場合、旧告示が廃止され、それをより所とした指針に頼れなくなる。 サイトスペシフィック地震動の規定方法も具体化されておらず、実質耐震計算が不可能になる懸念がある。</p>	<p>公布から施行までの期間において、必要な基準が整備される予定です。</p>
34	<p>2. 「高圧ガス設備等の耐震性能を求める告示の機能性基準の運用について」5. 協会による耐震構造計算プログラム認証(4)について (内容) 耐震構造計算プログラムの認証実施要領は具体化されているのか？</p> <p>(理由) 基準の提示もさることながら、耐震構造計算プログラム自体も施行までに認証されなければ、実務上耐震計算が困難となる。 施行時期を鑑みれば、認証実施要領自体はすでに具体化されていなければ間に合わないと思慮する。</p>	<p>耐震構造計算プログラムの認証実施要領につきましては、施行日までに整備される予定です。</p>
35	<p>意見 地震防災遮断弁(逆止弁) (内容) 「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定 新旧対照表(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について」第5条関係12.(1)(6頁7行目) なお書きの「なお、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽に取りつけられた配管(ガスの受入のみに用いられるものに限る。)の元弁の直近に接続される逆止弁」は「地震時における遮断効果があるものについては地震防災遮断弁とみなす。」と改正されています。今回の改正で、コンビ則適用事業所にも「逆止弁」が適用拡大されたと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(理由) 現行の「高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について(平成25年11月29日改正 20131112商局第1号)」では、第1条関係1.のなお書きにて、「液化石油ガス保安規則もしくは一般高圧ガス保安規則適用事業所において、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽に取り付けられた配管(当該液化ガスの受入のみに用いられるものに限る。)の元弁の直近に接続される逆止弁についても、地震時における遮断効果があるので、同様に扱うこととする。」と規定され、当該逆止弁に関しては一般則もしくは液石則適用の事業所に限っており、コンビ則適用事業所は対象となっておりません。</p>	<p>御意見を踏まえ、基本通達(コンビナート保安規則関係)を現行の基準となるよう修正しました。従いまして、従前通りの扱いとなります。</p>
36	<p><地震防災遮断弁について> コンビ則第5条第1項第43号の規定により設置されたバルブのうち貯槽の直近に設けられたものは該当しないこととされているが、コンビ則第5条第1項第44号により設置された遮断弁であっても、貯槽の直近に設けられていれば今後は地震防災遮断弁として該当しないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、基本通達(コンビナート保安規則関係)を現行の基準となるよう修正しました。したがって、従前通りの扱いとなります。コンビ則第5条第1項第43号に基づき設置された遮断弁は例示基準19.にからも地震防災遮断弁となりません。コンビ則第5条第1項第44号に基づき設置された遮断弁については地震防災遮断弁になり得ます。</p>
37	<p>現に設置されている貯槽において近傍の配管工事が生じた時に、従前、地震防災遮断弁に該当するものとしていた貯槽の直近に設けられた遮断弁について、配管の容量計算をする際に地震防災遮断弁として扱えないと解してよいか。それとも、従前の通りに地震防災遮断として扱えるものか。</p>	<p>御意見を踏まえ、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用についてを現行の基準となるよう修正しました。従いまして、従前通りの扱いとなります。</p>